

令和6年4月1日から

新たな『幌延町障がい者総合支援計画』が始まりました!!

幌延町では、令和3年3月に幌延町障がい者総合支援計画を策定し、これに基づき障がい者・児の福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として福祉サービス及び事業の見込量とその確保方策を明らかにすることを目的に計画する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に併せ、本町の障がい施策の基本方向を総合的・体系的に定める中長期的な「障がい者基本計画」を一体的に策定し、3つの計画を総称し「幌延町障がい者総合支援計画」としています。



障がい者基本計画策定の基本理念と目標

幌延町に住む一人ひとりが自分らしく、世代や性別、障がいのあるなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより、優しさや安心に包まれて暮らしを続けることができるよう、『誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』とし、次の3点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 自立した地域生活への支援
- ② 安心して生活できるまちづくり
- ③ 地域でともに生きる

障がい福祉計画策定の基本方針

- ① 障がいの程度や種別に関わらず、住み慣れた地域に必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制を確保します。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

障がい児福祉計画の基本方針

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子とない子が、ともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられることができるよう、専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:5-1113 告知端末機:5-8813